

津市小規模飲料水供給施設布設事業補助金交付要綱

平成 18 年 1 月 1 日訓第 74 号

改正 平成 20 年 3 月 19 日訓第 12 号

平成 22 年 3 月 31 日訓第 15 号

平成 23 年 3 月 22 日訓第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 2 項に規定する水道事業の区域外の地域（以下「対象地域」という。）における飲料水の確保のための小規模飲料水供給施設を緊急に布設する事業の推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「小規模飲料水供給施設」とは、5 世帯以上を対象として導管及びその他の工作物により飲用に適する水を供給する施設（共同井戸を含む。）の総体をいう。

(名称)

第 3 条 第 1 条の補助金は、「小規模飲料水供給施設布設事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(交付の対象)

第 4 条 補助金は、対象地域において小規模飲料水供給施設を設置する者に対して、次に掲げる施設の設置に要する費用（以下「交付対象費用」という。）をその対象として、交付するものとする。

- (1) 取水に必要な施設
- (2) 送水に必要な施設
- (3) 浄水に必要な施設
- (4) 滅菌に必要な施設
- (5) 配水に必要な施設
- (6) その他市長が必要と認める施設

2 前項各号に掲げる施設には、次に掲げるものを含まないものとする。ただ

し、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

(1) 各戸給水装置

(2) 門、さく、塀、倉庫その他維持管理のための施設

3 第1項に規定する交付対象費用には、同項各号に掲げる施設の設置のための用地買収等の補償費は、含まないものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、同項第4号に規定する施設が設置されない小規模飲料水供給施設を設置する者に対しては、補助金を交付しない。

(補助金の額)

第5条 補助金は、小規模飲料水供給施設1施設につき、交付対象費用から寄附金その他の収入額（小規模飲料水供給施設の給水区域内の住民の拠出による収入金を除く。）を控除して得た額の10分の7に相当する額（当該額が210万円を超えるときは、210万円）を限度とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 この要綱の規定により既に補助金を交付した小規模飲料水供給施設については、改良等の理由による再度の補助金の交付は、行わないものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 災害等により、施設が滅失し、損傷し、又は使用不能となったとき。

(2) 滅菌に必要な施設を設置し、それに伴い施設の改良を必要とするとき。

(3) 施設が老朽化した（おおむね15年以上経過したことをいう。）とき。

(4) 水源が枯渇し、又は汚染されたため、取水位置、取水方法等の改良が必要となったとき。

(5) その他市長が特に必要があると認めるとき。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条に規定する交付申請書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 小規模飲料水供給施設布設事業計画書（第1号様式）

(2) 設計書及び設計図面

(3) 小規模飲料水供給施設布設事業収支予算書（第2号様式）

(4) 小規模飲料水供給施設区域内給水人口明細書（第3号様式）

(5) 水源水質検査表

(6) 布設工事に係る見積書

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による提出があったときは、その内容を審査し、

適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、小規模飲料水供給施設布設事業補助金交付決定通知書（第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績の報告）

第８条 規則第１２条の規定による実績報告書（規則第６号様式）の提出は、次に掲げる書類を添えてこれを行わなければならない。

- (1) 布設工事完了後の小規模飲料水供給施設の写真
- (2) 布設工事に要する経費を支払ったことを証する書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

（委任）

第９条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- １ この訓は、平成１８年１月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ この訓の規定は、この訓の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る補助金について適用し、施行日前の申請に係る補助金については、なお合併前の美杉村小規模飲料水供給施設布設事業補助金交付要綱（昭和５３年美杉村告示第４３号）の例による。

附 則（平成２０年３月１９日訓第１２号）

この訓は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年３月３１日訓第１５号）

この訓は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年３月２２日訓第１５号）

この訓は、平成２３年４月１日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

小規模飲料水供給施設布設事業計画書

1 本事業の施行目的（理由）及び効果

2 事業計画

（1） 給水区域及び施行場所 津市

（2） 計画給水人口 人

（給水区域内現在人口 人）

（給水区域内現在戸数 戸）

（3） 1日最大給水量 人 $\times 0.2\text{m}^3 =$ m^3

3 施行方法

4 工事着手年月日及びしゅん工年月日

着 手 予 定 年 月 日

しゅん工予定 年 月 日

（注）1 「1 本事業の施行目的（理由）及び効果」には、小規模飲料水供給施設を布設するに至った経緯を適宜な方法により記述し、かつ、事業による効果を記述すること。

2 「3 施行方法」には、事業の施行について直営又は請負の別を記載すること。ただし、直営及び請負を併合する場合は、それぞれの事業内容を記述すること。（例 請負施行。ただし、資材購入のみは直営とする。）

第 2 号様式（第 6 条関係）
小規模飲料水供給施設布設事業収支予算書

第2号様式（第6条関係）
小規模飲料水供給施設布設事業収支予算書

収入の部

項	目	金	額	摘	要
			円		
合	計				

支出の部

項	目	金	額	摘	要
			円		
合	計				

第3号様式（第6条関係）
小規模飲料水供給施設区域内給水人口明細書

住 所	世 帯 主 の 氏 名	印	家 族 人 数 (世帯主を含む。)
			人
合 計	世 帯 (戸)		人

第4号様式（第7条関係）

小規模飲料水供給施設布設事業補助金交付決定通知書

津市指令（記号番号）

年 月 日

小規模飲料水供給施設

代表者（氏 名）様

津市長（氏 名） 印

年 月 日付けで申請のあった小規模飲料水供給施設布設事業補助金として金 円を次のとおり条件を付けて交付しますので、津市小規模飲料水供給施設布設事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

事業費	補助基本額	補助率	補助金額
円	円		円

（交付の条件）

- 1 津市補助金等交付規則第12条の規定により、本施設の事業が完了後、直ちに実績報告書を提出すること。
- 2 津市監査委員が当該補助金の使途について監査する場合があること。